

グローバルポリシー

インサイダーポリシー

| | |
|----------|------------|
| 文書所有者 | アグネタ・パルメール |
| バージョン | v4 |
| 取締役会にて採択 | 2024年6月19日 |

1. 概要

このインサイダーポリシーの目的は、内部情報、インサイダー取引、取引制限、その他のインサイダーに関する、ゲティンゲ社、その従業員、取締役の主な義務を規定することです。

Getinge AB (publ) の株式と一部の負債証券はナスダック・ストックホルム証券取引所に上場され、取引されています。その結果、ゲティンゲは、市場濫用規制やナスダックの発行体規則集など、適用される特定の規則や規制の対象となり、これに従うことを約束しました。その結果、グループの全従業員および取締役も一定の義務を遵守する必要があります。さらに、グループ内の特定の従業員および取締役は、いくつかの厳格な義務を守らなければならない。

ゲティンゲのインサイダーポリシーは、適用される上場要件に従い、法的要件を満たし、適用される株式市場規制、市場濫用規制およびその他の規制を遵守することを目的として、取締役会によって制定されました。

2. 定義

内部情報– 公表されておらず、直接的または間接的に、ゲティンゲ、ゲティンゲ株式またはゲティンゲ負債証券に関連する正確な性質の情報であり、公表された場合、これらの金融商品の価格または関連する金融デリバティブの価格に重大な影響を及ぼす可能性があるもの。

市場濫用規制– 市場濫用に関する 2014 年 4 月 16 日付欧州議会及び理事会規則 (EU) 第 596/2014 号 (市場濫用規制)

PDMR– 経営責任を負う者

PDMR と密接な関係にある者– (i) 配偶者、または配偶者に準ずるとみなされるパートナー (同居人 (Sw. (iv) PDMR または (i)、(ii)、(iii) で言及される者が経営責任を負う、または当該者が直接的もしくは間接的に支配する、または当該者の利益のために設立された、または当該者と実質的に同等の経済的利益を有する法人、信託またはパートナーシップ)。

3. スコープ

本グローバルポリシーは、すべてのゲティンゲ社、その子会社、および共同事業体（以下、総称して「ゲティンゲ」）に対して有効であり、ゲティンゲの施設内またはゲティンゲの指示の下で働く、当社のすべての従業員および取締役、ならびにコンサルタントおよび代理店要員（本グローバルポリシーでは、すべて「従業員」と呼びます）に適用されます。

ゲティンゲは、正しい倫理的行動に関して意欲的な目標を掲げています。Getinge AB (publish) の取締役会は、高い倫理レベルを維持し、最終的に一般市民や資本市場の目から見て Getinge が良い評判を維持することを目的とした作業の一環として、本方針を採択しました。

内部情報およびその他の規制情報は、一般市民が迅速にアクセスし、完全に正確かつ適時に評価できるような方法で公開されなければならない。提示される情報が信頼できるものであり、誤解を招くものでないことを確認するよう注意しなければならない。

また、本方針は、ゲティンゲとその従業員および取締役が適用される規則を遵守することを促進し、インサイダー取引やその他の違法行為のリスクを低減することを目的としています。

特定の点では、本ポリシーは適用される法律や規制よりも厳しい要件を定めています。

市場濫用規制および関連法に基づく制裁は厳しい。例えば、インサイダー取引犯罪は6年以下の懲役、内部情報の無許可開示は2年以下の懲役となる可能性がある。また、同法に基づく管理・報告義務などを遵守しなかった場合には、ゲティンゲと個人の双方に厳しい金銭的制裁が課される可能性がある。さらに、本方針および本方針に基づき発行された指令や指示に違反した場合、ゲティンゲとの個人（雇用）契約違反となる可能性があり、最終的には即時解雇または契約解除につながる可能性があります。

4. 役割と責任

ゲティンゲの社長兼最高経営責任者（CEO）は、内部情報の開示を含め、インサイダーに関するすべての事項に責任を持つゲティンゲの責任者です。

社長兼 CEO は、インサイダー委員会（「インサイダー委員会」）のサポートを受けながら、インサイダー関連事項を日常的に処理している。インサイダー委員会の委員は、ゲティンゲ・エグゼクティブ・チーム（「GET」）の関連メンバーで構成されるものとし、その他の主要従業員を共同委員に任命することもできる。インサイダー委員会の構成は、インサイダー委員会に関する指令に記載されている。インサイダー委員会の主な任務は、内部情報が存在するかどうか、内部情報を直ちに開示すべきか、開示を延期すべきかを継続的に評価し、規制当局のプレスリリースの内容に意見を提供することで、社長兼 CEO をサポートすることである。また、インサイダー委員会とその共同委員の任務は、関連当局やナスダックとのやり取りをサポートすることである。社長兼 CEO が最終的な決定権を持つ。社長兼 CEO は、社長兼 CEO が不在の場合の意思決定権をグループ CFO に委任している。

さらに見るインサイダー委員会指令

社長兼最高経営責任者（CEO）は、グループ CFO またはグループ CFO が指名する者に、ゲティンゲの経営責任を負う者（PDMR）およびその者と密接な関係にある者のリストを保管する義務を委任することができます。

社長兼 CEO は、グループ CFO またはグループ CFO が指名する者に、内部情報の公開を遅らせる決定を文書化すること、および内部情報にアクセスできる者のインサイダーリスト（ログブック）を随時作成し、維持することを委任することができる。

グループ CFO は、ゲティンゲの金融商品の売却または取得に関する承認要求に対応する責任を負います。

グループ CFO は、グループ CFO に割り当てられた管理業務を委任することができる。

5. 内部情報

内部情報とは、公表されていない正確な性質の情報で、直接または間接的に、ゲティンゲ、ゲティンゲの株式、またはゲティンゲの負債証券に関連するもので、公表された場合、これらの金融商品の価格、またはデリバティブやその他の金融商品の価格に重大な影響を及ぼす可能性があるものを指します。

言い方を変えれば、*内部情報とは*、合理的な投資家が、ゲティンゲの株式や債券、あるいはデリバティブやそれに連動するその他の金融商品への投資や売却を決定する際に考慮する可能性が高い情報のことです。

その結果、情報は公開された時点で内部情報ではなくなる。

6. ゲティンゲの全従業員および取締役の責任

ゲティンゲで働くすべての個人、ゲティンゲの施設内またはゲティンゲの指示の下で働く契約社員や代理店社員を含むすべての従業員、および取締役会のメンバーを含むすべての取締役は、適用されるインサイダー関連の法律および規制を熟知し、これを遵守しなければなりません。

すべての個人は、会社関連情報、特に内部情報を常に十分な注意をもって取り扱うものとし、例えば、そのような情報は、権限のない者が情報にアクセスできないような方法で取り扱われなければならない。

さらに見る内部情報の社内取り扱いに関する指示

インサイダー委員会への潜在的内部情報の報告義務

潜在的な内部情報の存在は、常にインサイダー委員会のメンバーのいずれかに連絡して直ちに報告しなければならない。インサイダー委員会への報告責任は、内部情報に関連するプロジェクト、取引、状況の責任者にある。また、特定の情報が内部情報に該当する疑いがある場合は、誰でも報告することができる。報告には、関係する情報の種類および情報にアクセスできる者を含めるものとする。

さらに参照：内部情報の例については、外部コミュニケーション指令の付属文書 I を参照のこと。

インサイダー取引の禁止

内部情報を保有する個人は（そのような情報がどのように入手されたか、またはその個人がインサイダーリストに含まれているか否かにかかわらず）、自己の勘定または第三者の勘定で、直接

的または間接的に、ゲティンゲの株式または負債証券、あるいはデリバティブ、またはそれらに連動するその他の金融商品を取得または処分することによって、その情報を使用してはならず、また、そのような取引に従事するよう他人に勧めたり、そそのかしたりしてはなりません。

違法な開示の禁止

内部情報を保有する個人は、雇用、職業、または職務の通常の行使において開示が行われる場合を除き、その情報を他者に開示してはならない。また、推薦や誘引が内部情報に基づくものであることを個人が知っている場合、あるいは知るべきであった場合には、その情報の後方への開示は違法な開示となる。

内部情報の取り扱いには常に注意が必要である。内部情報が権限のない者に開示された場合、開示者は直ちにインサイダー委員会に通知し、委員会が状況を評価し、必要な措置を講じなければならない。

さらに見る内部情報の社内取り扱いに関する指示

市場操作の禁止

個人が、金融商品の需給や価格に関する虚偽または誤解を招くようなシグナルを発生させる、または発生させることが予想される取引を行う、取引注文を出す、またはその他の措置を講じること、金融商品の価格を異常または人為的な水準に固定する、または固定することが予想される、または金融商品の価格に影響を与える、または影響を与えることが予想される、虚偽の見通しやその他の種類の欺瞞や操作が採用されるような取引を行うことは許されません。

さらに、個人は、金融商品の需給や価格に関する虚偽または誤解を招くようなシグナルを生じさせる、または生じさせることが予想される情報を流布してはならず、また、情報を流布した者が虚偽または誤解を招くような情報であることを認識していた、または認識すべきであった場合、噂の流布を含め、価格を異常または人為的な水準に固定する、または固定することが予想される情報を流布してはならない。

また、個人がベンチマークに関連して虚偽または誤解を招くような情報を伝達したり、虚偽または誤解を招くような始値を提供したり、その他ベンチマークの計算を操作することも許されない。

7. PDMR の責任

ゲティンゲで経営責任を負う者（PDMR）とは、(i) ゲティンゲ AB (publish) の取締役会の取締役と、(ii) ゲティンゲ・エグゼクティブ・チーム（GET）のメンバーです。

さらに見る：管理責任を負う者に対する指令

管理職の取引

PDMR は、スウェーデン金融監督庁（Sw. Finansinspektionen）とゲティンゲ社との間で、ゲティンゲ社の株式や債券、あるいはデリバティブやそれらに連動するその他の金融商品に関連する自己勘定で行われた取引について、市場濫用規制（MAR）に従って通知することが義務付けられています。

取引制限 – 休業期間中および取引の事前承認

PDMR は、中間財務報告書または期末報告書の発表前 30 暦日（報告書の発表日を除いて計算）の間、直接的または間接的に、自己勘定または第三者の勘定で、ゲティンゲの株式または負債性金融商品、あるいはデリバティブまたはこれらに連動するその他の金融商品に関する取引を行うことはできません。この方針は、取引禁止期間を報告書発表日の翌日以降にも拡大する（つまり、取引注文は最短で報告書発表日の翌取引日から発注できる）。

さらに、PDMR は、ゲティンゲの株式や債券、あるいはデリバティブやそれに連動するその他の金融商品の取引を行う場合、事前にグループ CFO に通知し、事前の承認を得なければなりません。9. を参照のこと。

密接な関係にある者の届出

PDMR は、以下の事項をすべての密接な関係者に通知しなければならない。

- (i) その人物が、ゲティンゲの PDMR の密接な関連者であること。
- (ii) 密接な関係にある者は、ゲティンゲの株式もしくは負債性金融商品、またはデリバティブもしくはそれに連動するその他の金融商品に関連して自己勘定で行われた取引について、スウェーデン金融監督庁およびゲティンゲに通知する独立した義務を負うこと。

密接な関係を有する者とは、以下の関係を有する者をいう：

- (i) 配偶者、または配偶者に準ずるとみなされるパートナー（同棲者を含む）；
- (ii) 扶養している子供；
- (iii) 当該取引日において、少なくとも 1 年間同一世帯を共有している親族。
- (iv) PDMR または (i)、(ii) もしくは (iii) に該当する人物が経営責任を負う法人、信託、パートナーシップ、またはその人物が直接的もしくは間接的に支配する法人、またはその人物の利益のために設立された法人、またはその人物の経済的利益と実質的に等しい法人。

PDMR は、その密接な関連者について直ちにゲティンゲに通知し、PDMR がその密接な関連者に行った通知の写しを保管するものとする。

8. 休業期間中の取引禁止と事前通知義務の拡大

以下の者は、中間財務報告書または期末報告書の発表前 30 暦日（報告書発表日を除いて計算）または報告書発表日以外の期間（すなわち、取引注文は最短で報告書発表日の翌取引日から行うことができる）に、直接的または間接的に、自己勘定または第三者の勘定で、ゲティンゲの株式または負債性金融商品、あるいはこれらに連動するデリバティブまたはその他の金融商品に関する取引を行うことはできません。

また、以下の者は、ゲティンゲの株式もしくは負債性金融商品、またはデリバティブもしくはこれらに連動するその他の金融商品の取引を行う場合、必ず事前に通知し、CFO の事前承認を得なければなりません：

- (i) Getinge AB (publisher) の取締役；
- (ii) GET のメンバーであり、社長兼 CEO の直属の部下；

- (iii) プレスリリースや財務報告に携わる人；
- (iv) グループレベルで財務情報の作成に参加する者；
- (v) (i)、(ii)または(iii)に該当する者のアシスタントである者。
- (vi) 本社を拠点とするすべての人（オフィス勤務またはリモート勤務）。

承認は通常、ログブックが未記入の場合、またはクローズ期間中は認められない。

ほとんどすべての種類の取引が事前通知義務の対象となる。例えば、規制市場外での取引、一任運用の範囲内での取引、生命保険契約の範囲内での取引、質権設定、有価証券の借入れ、現金決済デリバティブの取引などについても届出が必要である。また、贈与や相続も届け出の対象となる。

さらに見る取引の事前通知と承認に関する指令

9. ゲティンゲの主な義務

内部情報およびその他の規制情報の公開

ゲティンゲ社は、内部情報およびゲティンゲ社に関係するその他の規制情報を、可能な限り速やかに公表するものとします。ゲティンゲ社は、内部情報の開示を遅らせるためのすべての条件が満たされた場合に限り、内部情報の開示を遅らせることができます。

内部情報およびその他の規制情報は、一般市民が迅速にアクセスし、完全で正確かつ適時に評価できるような方法で公開されなければならない。提示される情報が信頼できるものであり、誤解を招くものでないことを確認するよう注意しなければならない。

さらに見る：コミュニケーション・ポリシー、対外コミュニケーション指令、インサイダー委員会指令。

管理職責任者名簿の保管

ゲティンゲ社は、管理職としての責任を負う者、およびその者と密接な関係にある者の最新のリストを保管するものとします。

ゲティンゲ社は、管理責任を負う者に対し、(i)管理者の取引を報告する義務、(ii)管理者と密接な関係にある者に通知する義務、及びこの通知の写しを保管する義務について、書面で通知するものとする。

さらに見る：管理職責任者（PDMR）リストおよびPDMRへの通知に関する指令

インサイダー・リストの保持

ゲティンゲ社は、ゲティンゲ社内に内部情報が存在する場合、速やかにインサイダーリスト（記録簿）を作成するものとします（情報をできるだけ早く開示する意図があるか、開示を遅らせる意図があるかにかかわらず）。ゲティンゲ社は、内部情報にアクセスでき、雇用契約に基づいて自社のために働いている、または内部情報にアクセスできる業務を行っているすべての人物のインサイダーリストを更新しておくものとします。ゲティンゲ社は、インサイダーリストに掲載された人物に対し、法律上および規制上の義務を文書で通知し、インサイダー取引および内部情報の違法な開示に適用される制裁措置について周知させるものとする。ゲティンゲ社は、内部情報にアク

セスできなくなった者をリストから削除し、インサイダーリストから削除されたことをその者に通知する。

さらに見る：インサイダーリスト維持のための指令

マネージャーの取引通知を受け取る

ゲティンゲは、その PDMR と密接に関連する人物から、ゲティンゲの株式もしくは負債性金融商品、またはデリバティブもしくはそれに関連するその他の金融商品の取引に関する通知を受け取り、そのコピーを保管するものとする。

10. ポリシーに対する違反 - 声をあげよう

懸念を口にすることをためらってはならない。本方針の違反が疑われるゲティンゲの社員は、ラインマネージャー、倫理・コンプライアンスオフィス、またはゲティンゲ・スピークアップ・ライン (Getinge Speak Up Line) に報告し、問題を提起することが期待されています。Getinge Speak Up Line は、Getinge 社内および社外のウェブページでご利用いただけます。ゲティンゲでは、懸念を表明したり意見を述べたりする人に対するいかなる報復も認めません。

さらに見るグローバル・スピークアップと報復禁止指令

11. フレームワーク

本方針は、ゲティンゲのガバナンス・フレームワークの一部であり、これには以下が含まれます：

- 行動規範、戦略的枠組み、取締役会が承認した方針、CEO または CEO 直属の部下が承認した指令、および指示。
- 最高経営責任者が承認した権限委譲に基づき、最高経営責任者またはその他の者が行った決定
- 倫理・コンプライアンス室は、本ポリシーの最新版が発行され、GetBasics の全従業員が利用できるようにする責任を負います。
- 本方針は隔年または必要に応じて見直される。本方針の原文は英語である。

12. 指導と援助

本グローバルポリシーについてご質問がある場合、またはどの規則が適用されるか不明な場合は、マリア・ダルクヴィストまでご連絡ください。

役立つリンク

- インサイダー委員会指令

- 対外コミュニケーション指令 - 附属書 I
- 経営責任者（PDMR）リストおよび PDMR への通知に関する指令
- PDMR に関する指令
- インサイダーリスト維持のための指令
- 取引の事前通知と承認に関する指令
- 規制当局のプレスリリースとスウェーデン金融監督庁への一定の情報提供に関する凡例に関する指令（Sw. 金融政策）
- 内部情報の社内取扱要領
- スピークアップと報復禁止の指導